

定住促進結婚祝金のお知らせ

若い世代の結婚を祝福し、町への移住・定住を促進するため、上毛町に定住する意思のあるご夫婦に祝金を交付します。

祝金 **ご夫婦1組に対して**
いい夫婦
112,200円を交付します。(1回限り)

※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)



- 対象者
- ・平成31年4月1日以降に結婚し、結婚後3ヶ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
 - ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること
 - ※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となりません。

定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。



- 対象者
- 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
- ※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
 - ※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
 - ※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。

■奨励金の額

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分(店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額) ※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。
土地	対象住宅が建築された土地で330㎡まで(対象者または同居される方名義の土地に限ります)	

■交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

■申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

■申請に必要な書類

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

新婚世帯・子育て世帯新生活応援補助金のお知らせ

町への移住・定住を促進するため、新たに町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯または子育て世帯に引越費用や家賃などの一部を補助します。

■補助金額など

対象経費	補助金額・期間など
初期費用	引越費用、敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額 上限:112,200円(1回限り)
家賃	家賃月額から住宅手当を控除した額 上限:11,220円(最長3年間)

- 対象者
- ◎新婚世帯 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦
 - ◎子育て世帯 入居後1年以内で小学生以下のお子さんがある世帯

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。
 ※子育て世帯は町外から入居した場合に限ります。
 ※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

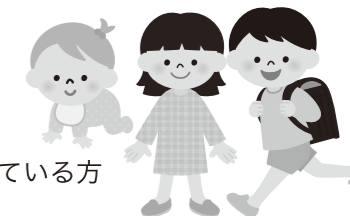
※この制度は「福岡県地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、実施しています。

●申請・問い合わせ先 企画情報課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)



児童手当制度のご案内

～6月は支給月・現況届の提出月です～



■支給対象 中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。
中学生	10,000円(一律)

※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

■支給時期 手当は年3回(2月、6月、10月)にそれぞれの前月分まで(4か月分)がまとめて支給されます。

■手当を受ける手続など

現在、児童手当を受給していない方で、支給対象に該当する場合は、子ども未来課(公務員の方は勤務先)で手続きをしてください。

なお、お子さんが生まれた場合や、他の市区町村から転入した場合、公務員でなくなった場合なども申請が必要となります。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

■現況届

児童手当受給中の方は毎年6月に「現況届」の提出が必要となります。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのものです。

提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付しますので、ご確認ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)

保育所・認定こども園の利用に伴う現況届のお願い

保育所・認定こども園などの保育施設を利用している方は、現況届を提出する必要があります。この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、入所を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。



■対象者 令和3年5月1日時点で保育所、認定こども園に通所中のお子様

※令和3年4月以降に入所の申請を行い、5月以降に入所したお子様は除きます。

■提出期間 6月1日(火)～30日(水) ※土、日を除く

■提出先 上毛町役場 子ども未来課
 ※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

第7回上毛町スイートコーンカップ中止のお知らせ

6月27日(日)に開催を予定しておりましたスイートコーンカップは、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念により、参加者などの健康・安全面を第一に考慮した結果、中止とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■主催 上毛町スポーツ協会(旧 上毛町体育協会)

●問い合わせ先 上毛町スポーツ協会事務局(教務課社会教育係) TEL 72-3165(内線176)